

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 3 月 16 日（水） 午前 10 時 00 分～午後 00 時 07 分
（休憩 午前 11 時 05 分～午前 11 時 15 分）
（休憩 午前 11 時 51 分～午前 11 時 58 分）
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、
14 番 鈴木 勝彦、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、
6 番 黒川 美克、 10 番 杉浦 敏和、 13 番 北川 広人、
15 番 小嶋 克文、
毎日新聞記者 1 名、 市民 6 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、
福祉部長、地域福祉GL、生涯現役まちづくりGL、保健福祉GL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 7 号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について
- (2) 議案第 8 号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について
- (3) 議案第 9 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
- (4) 議案第 10 号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 11 号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 12 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 13 号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第 14 号 高浜市南部第 2 ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- (9) 議案第 15 号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について
- (10) 議案第 16 号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第 17 号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について
- (12) 議案第 19 号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (13) 議案第 20 号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について
- (14) 議案第 21 号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について
- (15) 陳情第 1 号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情
- (16) 陳情第 4 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案14件及び陳情2件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。それでは、当局から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（1）議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について
委員長 質疑を行います。

問（８） 私から１点。今回この議案の中で、第３条第１号のアにおいて、降格の事由の中で「勤務成績がよくなかったと認められる場合において、指導、その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されず」とありますけれども、勤務成績がよくない場合における職員への指導、その他の措置とは、どのようなことをいっているのでしょうか。

答（人事） 人事評価におきまして、評価結果が２年連続してEとなった職員であり、一次評価者、二次評価者が再生の必要があると認めた職員で、高浜市職員懲戒等審査委員会が認めた職員は、職員再生システムを受けることとなります。具体的には成績不良な点の改善点や、今後取り組むべき課題についての支援策としまして、職員再生計画を作成し、職場内研修の実施やレポート作成、あと効果測定を通常の業務を遂行しながら実施してまいります。改善がみられた職員は、通常勤務に戻すという仕組みでございます。ただし、これまで職員再生システムを受けた職員はございません。

問（８） ありがとうございます。職員力の向上ということで取り組まれているということで、対象者がいないということですが、以降もしっかりやっていただいて、職員力の向上に努めるということをお願いしたいと思います。それと２点目ですが、降任と降格の違いというのは、具体的にはどういう内容になるのでしょうか。

答（人事） 降任と降格の違いでございますが、降任とは、改正後の地公法第15条の2におきまして「職員をその職員が現に任命されている職より、下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう」とされております。また、降格とは、本条例第2条におきまして「職員の意に反して、当該職員の職務の級を、同一の給料表の下位の職務の級に変更すること」とされております。つまり、降任と降格の違いは、職が下位の職になることが降任で、級が下位の級になることを降格ということとなります。例えば7級の主幹から5級の副主幹に変更した場合は降任し、降格したといえますが、7級の主幹から6級の主幹へと職が変わらず、給料表が下位になれば、これは降任にはあたりませんが降格したということになります。

委員長 ほかに。

問（３） 今の８番委員の質問に対しての答弁のところ、誰がというところ

で、一次評価者、二次評価者が再生の必要があると認めた職員ということなんですけど、一次評価者、二次評価者っていうのは、どなたを指すのかということと、職員再生システムを受けることとなるということなんですけども、この前の懲戒等審査委員会、これの構成をちょっと教えていただきたいということ。それからあと再生計画ということだったんですけども、これは再生計画というのは、どなたがどう、どのぐらいの期間のものを、どんな内容というものを、ちょっと1回教えていただきたいと。あとは先ほど、降格とかの話がありましたけども、降任と降格ということだったんですけども、1級の職員の場合とかっていうのは、どういう扱いになってくるのかなと。要はその、こう職員再生計画を受けて、改善が見られるようにということで取り組まれていくと思うんですけども、それでもなお改善が見られなかった職員とかっていうのは。どういう対応されていくのかっていうとこまでちょっと教えていただけたらと思います。

答（人事） まず1点目でございます。一次評価者、二次評価者、誰がという御質問でございます。主査級以下、通常の一般職員というところですけども、そこは一次評価者がリーダー、二次評価者が部長になります。管理職となるリーダークラスでいきますと、一次評価者が部長、二次評価者が副市長というような評価者となっております。あと、委員会の構成ですけども、副市長、教育長、企画部長で構成しております。また、再生システムの期間だとか内容をとるところでございますが、まず、職員再生システムを計画していきますが、一応6カ月という期間を定めております。その間、通常の職務を実施しながら、成績不良な点の改善方法や今後、取り組むべき課題、そういったものを克服していくということを実施してまいります。あとは、1級の職員の取り扱いや、なお改善が見られなかった場合どうなるかという御質問でございますけども、例えば、人事グループ付けに配置替えを行ったり、それでもだめな場合は分限処分。いわゆる免職だとか降任、そういった処分をさせていただくということでございます。

問（3） ちょっと今の回答、僕が聞き漏らしたのかちょっとわからないんですけども、職員再生計画の作成にあたってどなたがつくるというのは、ちょっと回答いただいたのか。

答（人事） 職員再生システムの作成者というところでございますが、作成に関してはまず、対象職員に評価結果を通知するとともに、面談を実施させていただきます。面談後、評価結果の説明を行いまして、その所属のグループリーダー及び部長と、その対象者双方で、評価内容を確認しまして、研修内容の実施を検討するというようなことになっております。

委員長 ほかに。

問（12） 議案で見ますと、降任とか降格と出ているんですが、第4条で降号というのが出ているんですが、こちらのA3の資料を見ますと、降格、降号、こちらには降任というのはちょっと出ていないんですが、これはどういうことかということと、第3条の（2）「職制若しくは定数の改廃、又は予算の減少により、職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合」というのがあるんですが、これがどういうことなのかお示してください。

答（人事） 降任でございますが、改正後の地公法の第15条の2において規定がされておまして、条例上はその地公法の規定を引用するという事で、特に条例上では、説明はございません。あと、第3条の関係でございますが、職制の改廃等による整理降給に関する規定で、例えば機構改革などによってグループの数が減少した場合など、7級のグループリーダーの職務の級の数に不足が生じた場合に行われる、降格を想定しております。

委員長 ほかに。

問（1） この評価をされるのが、一次がリーダー、二次が部長ということであるということなんですが、部局や担当者によってまた、評価というのがまちまちになってくると思うんですが、そういった評価の、判断基準みたいなものがあるのでしょうか。別件ですけど、医師2名によって心身の故障がある場合、診断された場合といわれますが、この医師というのは、どのようなお医者さんを想定されているのか教えてください。

答（人事） 判断基準というところでございますが、それぞれの職制に応じまして役割、能力、そういったものを、規則で実は定めております。本来の、その職にあるべきところの職務が遂行されているかどうか、そういったのが一つの判断基準でございます。あと部局間の調整といったところでは、一次評価者、二次評価者以外に調整者というのが設けてございます。例えば主査級でござい

ますと副市長、リーダー級でいいますと市長が調整者となってございますので、そこら辺で全体の調整を図っていくこととなっております。あと、医師2名というところですけども、それぞれ専門の医師がございますので、その職員についての専門の医師。あとは産業医、そういったところも考えまして、そういった専門の医師と産業医の判断を想定しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第8号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(16) お尋ねしたいと思います。議案説明、これ資料ですけども、資料の四角でくくってある②ですけども「在職中のポストや職務内容により規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります」と書いてありますけども、この具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

答(人事) 在職中のポストや職務によって、働きかけの対象が異なるというところがございます。通常、今回、地公法の一部改正に伴いまして、働きかけの規制というのが定められたんですけども、平成28年4月1日より、離職後に営利企業等へ再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等、またはその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする、またはしないよう要求または依頼すること、こういったものが禁止されております。かつ、離職前5年以上前に主幹級以上の管理職にあった者、それにつきましては退職の5年前、それより前の職務についてもこの働きかけの規制対象という、やってはいけないと、追加でされるという内容でございます。

問(16) ということは、一般職の方の場合は、こういった規制はないという

とらえ方でよろしかったでしょうか。

答（人事） 再就職した全ての職員は、離職後2年間、離職前5年間に在職していたポストの職員に対し、働きかけはしてはならないとなっております。ただし、その離職前5年より前に主幹以上であった職員に関しては、そのときの職務に関する契約等、そういったところの業務もさらに、働きかけの禁止の対象になるというところがございます。離職後2年間の部分は同じですが、離職前5年間か、それより前の期間も含めて働きかけの規制がかかるかの違いがあるというところがございます。

問（16） なかなか答弁も難しいかと思えますけど、それでここに書いてある規制に違反した元職員は、過料や刑罰が科せられるということですが、これ具体的にどのような内容なのかを、お伺いします。

答（人事） 規制に違反したというところがございますが、罰則規定でございますが、再就職者及び職員が、改正地方公務員法第60条に該当しますと、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。さらに職員が、同法第63条に該当しますと、3年以下の懲役が科せられる、というところになっております。

問（16） それから③の下に、公平委員会にその旨を届け出る義務がありますとありますが、届出は受理をされた後、公平委員会はどのような対応をされていくのかにつきましても、お伺いします。

答（人事） はい、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届ける義務がございます。その後、先ほどの罰則規定というところの違反にあてれば、そういった処罰の対象になってくるというところがございます。

委員長 ほかに。

問（16） こういった内容になったということで、実際にこういう働きかけみたいなことは、日常茶飯事あるんでしょうか、あったんでしょうか。現状どうなのか、お伺いしときたいと思います。

答（人事） 高浜市内ではないと思っております。

委員長 ほかに。

問（14） 今の答弁の中に営利企業等とありましたけど、それ営利企業等とはどこを指すのか、お示してください。

答（人事） 営利企業等とは、改正後の地方公務員法第 38 条に規定する商業、工業、又は金融業、その他営利を目的とする私企業及び同法第 38 条の 2 第 1 項に規定する国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除いた営利法人のことを指しております。つまり報酬を得ていれば営利、非営利関係なく、働きかけの規制対象となってまいります。

問（14） 年数がたちますと、離職した人への、退職者への通知という方法、どういう方法をとられるのか、教えていただきたいと思ひます。

答（人事） 条例が可決をされました折には、在職者及び平成 26 年 4 月以降に退職した者に対しまして、文書にてこういった制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（3） 今の質問のちょっと関連なんですけども、周知する離職された職員さんがどれぐらいみえるのかというのと、退職者の方への働きかけもそうなんですけども、現場の職員さんにもしっかりと周知を図っていく必要があるんですが、そこら辺というのは、どのように取り組んでいかれるんですか。

答（人事） どのくらい周知する職員がいるのかという御質問でございます。平成 26 年 4 月以降に退職された者でございますので、およそ 40 名ぐらいと。すいません、ちょっと細かな数字を把握しておりませんので、申しわけございません。40 人程度に周知をさせていただく予定をしております。現場の今の職員に関しましては、この条例が可決されましたら、同じく文書を作成して庁内掲示板だとか、部長会だとかそういった場で、全職員に対し周知を図っていく予定でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 8 号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第 9 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑はないようですので、議案第 9 号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第 10 号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第 11 号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第 12 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 12 号の質疑を打ち切ります。

(7)議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(3) この案件は大体いつも毎年出ているんですけども、今回また変えていくという部分で、また今年1年、こういう形になると思うんですけども、またそこら辺のちょっと説明をしていただきたいと思います。

答(人事) 今回、市長、副市長にかかる給料の月額を減額する特例期間、これが本年3月31日で終了となるため、市長、副市長の来年度の対応について確認をしたところ、引き続きまして自ら給料の月額を減額することについて、減額するという前向きな申し出をいただきましたので、本条例を提案させていただいたものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(8)議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問(3) ちょっと再確認になるのかもしれないんですけども、今回、南部公民館の指定がまち協さんになりますよということなんですけども、基本的には名称が変わって、非常に今の公民館の使われ方以上に、すごく使いやすくなるのかなと、市民の方にとっても使いやすくなるのかなと、この間も運営委員会に出させていただいて、そういう形だったんですけども、今後の運営面も、まち協の皆さんと、今まだ在職になってみえる館長さんと、公民館の運営委員会の方々とも、当局と地域としっかりと話ができているのか、ちょっとそこら

辺だけ再確認をさせていただきたいと思います。

答（総合政策） 南部第2プラザが、まちづくりの場として総合的に活用できるということになりまして、従来の社会教育施設からまちづくりの場というところになります。こちら公民館の行っている機能の公民館事業につきましては、引き続き行っていくということとなっており、こちらにつきましては現公民館長さんと協議をして、引き続き実施していくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

問（12） 南部公民館がこういう形でふれあいプラザになるということなんです。公民館としての役割、社会教育的な役割が引き続きやられるということになってはいますが、どうしてもふれあいプラザとして名前を出すと、そういう面が弱くなるんじゃないかと思うんですが。また、市内全域といっても、公民館が減る傾向にありますので、そういう面ではどのように考えてみえるのかをお願いします。それと、変更がないといわれますが、社会教育的な役割をどのようにやっていかれるのかをお願いします。

答（総合政策） 先ほども答弁させていただきましたとおり、公民館事業といたしましては引き続き実施していくと。縮小するとかそういうことではありませんので、その点御理解をいただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(10)議案第 16 号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(3) 会議、研修室は廃止という形なんですけども、当面まだ使われる方、利用者がいると思うんですけど、そこら辺の周知、通知だとか告知の仕方というのは、きめ細やかにやっていただけたらなと思うんですけども、そこら辺どのようにされていくのかなと思います。

答(地域福祉) 周知の仕方ですが、まず市のホームページでも掲載をすることと、あと、市の広報紙でも周知をしていく。それと、いきいき広場にもそういった周知の張り紙等をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 16 号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第 17 号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 17 号の質疑を打ち切ります。

(12)議案第 19 号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１） 改正の中に第 10 条第 3 項第 4 号というんですか、中学校の次に義務教育学校を加えると書いてありますが、この義務教育学校というのは何を指すのかと、これを加えることによって、何か変化があるのかなというのを教えてください。

答（こども育成） 学校教育法が一部改正をされまして、新たな学校の種類として小学校、中学校を一体的に実施する義務教育学校というのが、新たに規定をされることになりました。このことから、これまで放課後児童支援員の資格要件になかったものが新たにできたということで、新たにそれを追加をしていくということですが、実際にはこういった方がまだいらっしゃらないので、対象はないと思っています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

（13）議案第 20 号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について
委員長 質疑を行います。

意（12） たびたび発言させていただいていますが、中央公民館はまだ使用できる施設でありますし、これを解体することには反対をしておりますので、この指定期間を変更するという条例についても反対をいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

(14)議案第 21 号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 21 号の質疑を打ち切ります。

《陳 情》

(15) 陳情第 1 号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意 (1) この陳情に関してですが、反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。子ども・子育て支援新制度については、陳情書にあるとおり、消費税を財源として進められているところでもあります。国においては、平成 27 年度補正予算において待機児童解消を確実なものにするための、認可保育所の整備をしました。また、保育人材確保のための取り組みの推進。放課後児童クラブにおける勤務環境の改善といった、多様な保育サービスの拡大と、保育人材等の確保のため 1,245 億円の確保をしています。平成 28 年度当初予算の増額に向けて取り組まれているところでもあり、保育料の保護者負担の引き下げについても、段階的に取り組まれております。平成 28 年度に向けては、多子世帯やひとり親世帯等の保護者負担の軽減に向けての準備が進められているところです。陳情項目では関連予算を大幅に増額することを求めています。国も財政が厳しい状況である中、こういった取り組みをしておりますので、よってこの陳情については反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 (16) この陳情は、意見書の提出を求めている陳情ですので、この意見書の中身を見させていただきますと、1 のところに必要財源を早急に確保し、関

連予算を大幅に増額するとありますけれども、国におかれましても 2016 年度の予算案を見させていただきますと、保育所などの整備、充実を図る。これ 17 年度末までに、目標 50 万人分の受け皿を達成する経費として 3,576 億円。それから保育人材を確保するための、保育士の平均勤続年数が長い施設へ人件費をサポートする、チーム保育推進加算を創設しまして 43 億円をあてる。そして、ひとり親家庭への支援では、児童扶養手当の第 2 子以降の支給額引き上げ経費として 28 億円を確保する。それから、幼児教育の無償化を含む保育料負担の軽減費として 126 億円を計上するというので、国も前向きに財源確保をし、全ての子ども、子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども子育て支援の質、量の拡充を図るために、前向きに取り組んでいるところでございますので、この陳情には反対をさせていただきたいと思えます。

意 (12) 私どもは、この陳情には賛成をさせていただきます。保育の質的拡充や、質の改善を目指しているということを政府が言っていますが、財源確保も含めて制度の改善がとても必要になっていると思えます。それからメディアでも問題になっているように、施設の増とともに処遇改善の抜本改善策等が必要になっています。これは、保育に関連する方たちで組織している団体からの陳情ですので、こういう問題が、国に対して陳情求めていますので、これはぜひ意見書を出すように、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかにないようですので、陳情第 1 号についての意見を終了いたします。

(16) 陳情第 4 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書
に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

委員長 陳情者より意見陳述の申し出があり、議会運営委員会において了承されていますので、ただいまより陳情者の意見陳述を行います。陳情者は、陳情

席に移動をお願いいたします。それでは、ただいまより陳情第4号についての意見陳述を行います。意見陳述は陳情の趣旨、項目の範囲内に限ります。また、おおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の、書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。それでは陳情者より、意見陳述をお願いいたします。

意見陳述（陳述者） はい、では私、自己紹介させていただきます。高浜市芳川町で建設業を営んでおります、牧信義と申します。よろしくをお願いいたします。初めに、まず意見陳述の機会を与えていただいたことは、本当にありがとうございます。今回の公共施設計画説明会に、私4回ほど参加させていただきましたが、非常にわからないことやおかしいことがたくさんありました。最後には、吉浜公民館の説明会では吉岡市長が、一人ひとりの意見は聞かない、議会で決めるんだと。新たな説明会は開かんと。住民投票もやればいいと言いました。住民、高浜の自治基本条例の中で、三位一体でまちづくりを進めるといふ基本条例がありながら、市民の声は聞かないというのはおかしいじゃないですか。このため、我々は署名活動をやむなく始めることにしました。今回は分院問題につき、意見を述べたいと思います。まず、最初に西三河の医療体制のことですが、西三河の医療のレベルが低いと、特に高浜が低いということですが、日本創成会議資料を引用されていますが、現実的に愛知県というのは、全国で2番目に緊急医療があるところです。こんなことを大村知事さんも言っていますから、とてつもない、間違っていることだと思います。27年6月8日に記者会見にて発表されています。また、介護面のことでも話しますが、豊田、刈谷、岡崎という西三河で、2040年における介護ベッド数の数が少ないと。準備レベルが1となっているとありますが、実際は介護余力レベルというのがあります。今後整備を進める特養などの定員数は反映されていないので、少しこれもおかしいと思います。衣浦東部保健所の地域として刈谷、安城、知立、碧南、みよし、高浜がありますが、説明では別途の近隣都市の平均より少ないからということですが、そういう説明ですが、実際、厚生労働省は病院病棟を半減の方針で、1万4千床、18年には減らすとっております。ということは、今のよう療養型の病院はできないということです。それを今ね、18年までつくろうとしているじゃないですか、ということです。少し、早急すぎておかし

いと思います。恐らく今後、長期的な観点から医療一体化施設が普及見込みであり、従来の療養型を継続することは、社会的な損失も招くと思います。また、病院をつくっても、また変更しないといけない、改修しないといかんと思います。そうすると、またお金がかかることですよ。今の高浜市では、一番の問題は協定書の問題があると思います。もう一度、高浜分院の協定について考えますと、そもそも分院は民間病院であります。7年前に民間移譲いたしました。当時、市立病院は、閉院の説明会では、それ豊田会に経営移譲します。本年度の赤字補てんだけは認めてほしいと、そういうことでした。ところが、実際は説明会後の説明の後に、旧協定書ですかね、密約書みたいなものを結ばれました。市民説明はしっかりなく、広報なんかで知らせただけですよ。これはもう、傲慢な市政運営だと思います。その結果、わずか7年間で24億円の費用を費やしたですよ。税金を投入したということですね。これでは少しおかしいじゃないですか。それとは別に、今、現在の病院を市民ホールのとこでつくるといっていますが、現実、協定書には、そんなあの場所まで書いてありません。ただし、住所とか番地まで書いてあるんです、今の病院のね。なぜ今の、高浜市民ホールを壊したところへ持っていかにかいにかんのかと、それが不思議だと思います。また、周りの市も、病院は全て市街地にありますよね。なぜ高浜市だけがまちの真ん中で、交通渋滞のあるところに持ってくるんですか。中学校が近い。もし感染症が出たら、どうするんですかということ。また、敷地2,300坪を無償貸与ということですね。これもおかしな話です。一般企業や、一般の団体、商売やっている方は怒りますよ。我々だって商売やってんだったら、じゃあ、土地をただで貸してくれんかということですよ。現実、今の高浜病院がもう、老朽化でだめだといわれますけど、一昨年、4千万もかけて、いろんなところ修理していますよね。なぜ、それをやったんですか。それをもたすためにやったんじゃないですか。次に言いますが、この分院の建設移転の発表について、昨年11月、行政のほうは新聞に出しましたが、新聞記者に尋ねると、そんなことは聞いてない。で、おかしいじゃないですかと言ったら、いや新聞記者は、私らは何も聞いてないし、市のほうは、いや、むちゃくちゃなことなら新聞社に抗議すると。でも現実には、それは行われておりません。うその記述ですね。実際にはそういったことも、議会の先生も、一つも

我々市民に、議会の先生たちが、一般の市民に発表してからね、説明に伺った
ですか。一つもしてないですよ。それでは、市民納得いかないですよ。また、
市民だけじゃなくて、高浜医師会も昨年 11 月、医師会の月例会議の席上で、市
民に直接、提案されましたよね。分院の建てかえは現在地で、閉院も加え検討
すべきだと。一方、議会だより「ぴいぷる」にて、この医師会の意見は、1 名
の反対意見だというふうに書いてありますが、全く事実確認されてない。ご都
合主義の真実を曲げた本当に記事であり、医師会からも抗議されると聞いてい
ます。我々の署名活動において、約 12 名の医院の方が御協力いただきました。
医師 1 名でなく、ね、医師一人と書いてありますよね。医師会や有志が反対で
あることを、これを御報告させていただきます。また、医師会はね、目を豊田
会でなく、高浜市民に向けよって言っています。市長に特別、話をしています
よね。分院のために中央公民館の解体は、大家族たかまの精神を忘れられた
結果だと思います。市政是正のため、市民の総意をもって判断いただきたいと、
住民投票の実施を求め、署名活動を開始。そして 1 カ月半で 9,510 票を持って
陳情にいたりしましたが、幸前議長さんに言われました。高浜分院は豊田会が建
てるんだから、協定書の変更が必要だと言いましたね。それでしたら協定書、
今からまた新しくつくるんですか。今までの協定書でやるべきじゃないですか
ね。この署名につき、実際には子供たちの署名はだめだとか、市外はだめだ
ということが、聞きましたですけど。憲法は、日本国憲法第 16 条において「何人
も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正そ
の他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたた
めにいかなる差別待遇も受けない」と書いてあるんですよ。この辺をよくわか
ってほしいです。最後に高浜分院の移転計画について、最後のお願いを申し上
げます。今回の署名活動を通じ、高浜市に、住民自治基本条例の問題を知りま
した。本当にいいものだと思います。で、市と行政と民間が、三者が一体にな
ってまちづくりを進めようという、素晴らしい条例ですが、まさにこれが大家
族、吉岡市長が言われる大家族だと思います。この市民の思いが詰まった、こ
の署名の重さを、感じ取っていただきたいです。中央公民館を解体ありきで、
豊田会への移行に進む方向で向かっていますが、高浜市民の代表である市議の
皆さんも、御再認識いただき、御決断をお願いしたいと思います。また、新生

高浜づくりを目指して市民優先の、市政遂行をお願いしたいと思います、市会議員の皆さん。で、これは聞いた話でわかりませんが、議会では・・・。

委員長 10分過ぎておりますので。簡単をお願いします。

意見陳述（陳述者） はい。今、もう最後です。議会では、最後は賛成、反対その他でやると思いますが、△があると聞きましたんで、△はなしにしてほしいなど。△があるんだったら、こないだ、議会で、広報でやったように、217票の票があるから、壊すの賛成だって言いましたけど、逆に我々は9,510票持っていますから、そちらのほうに入れさせていただきたいと思います。市議の皆さん、よろしくお願いいたします。意見陳述を長々述べまして申しわけございません。ありがとうございました。

委員長 これをもって、意見陳述を終了いたします。陳情者におかれましては、退出していただくか、傍聴席への移動を、お願いをいたします。

それでは陳情第4号、中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情、についての意見を求めます。

意（3） 今、陳述人の方のいろいろお話を聞かさせていただきました、住民投票条例のことということなんですけども、住民投票条例の定義を見ますと、第2条の一つ目に「市の権限に属さない事項」と、除くもので入っております。今回、この豊田会さんが今の中央公民館の跡地にという部分ですけども、これまだ実際、協定書自体も何ら決まってなくて、内容もまだわからないと、まだこれ協議中ということでもあります。それから移転するにしましては、これ市がどうこうという話じゃなくて、豊田会さん側が決める話でありまして、先ほど話を聞いていると、豊田会のために中央公民館をなくすというような感じだとれたんですけども、そうじゃなくて全体の、市民全体、今後の高浜市の財政含めていろんなさまざまな事業だとか、市民サービス、行政運営をしていく中での、全体の中での判断で、公共施設を圧縮していくという部分がありますので、基本的にこの書き方だと今、陳述人がおっしゃってくださったように、病院のために中央公民館をなくすと一番初めに書いてありますけども、全くそうではないというのがありますので、私はこの陳情第4号にしましては、反対とさせていただきますと思います。

委員長 ほかに。

意（16） 今、陳述人の牧様から、いろいろと熱い思いを聞かせていただきましたけれども、この陳情4号につきまして中身を見させていただきましてところ、まず、この中身の文章、上段から3行ですけれども、高浜市は医療法人云々という、この中央公民館を取り壊し、その跡地に新分院を新築移転させる計画を進めようとしております。この文章を読んだときにあれっと思ったんですけれども、この本市におかれましては、ちょっと長くなるかもしれませんが、今後高浜市の厳しい財政状況の中で、公共施設のあり方につきまして平成21年という、他市よりも大変早い時期から先進的に取り組んできております。今後の市の経営を改善する鍵となるのが、この公共施設と行政サービス。このコストを総合的に見直して、有効活用していくという考え方、また、長期的な視点で公共施設のあり方、マネジメントを検討してきました。平成23年には公共施設マネジメント白書を策定し、その後、今後の公共施設マネジメントにかかる市の方針として、平成26年6月に公共施設あり方計画が示されました。その中で、今後40年間のシミュレーションが報告をされ、推進プランの新たな取り組みとして、中央公民館とかわら美術館を廃止するというようなお話。これは平成26年6月に、お話を伺ったわけでございます。全議員がきちっと報告を受けております。ですからこの陳情4号の、高浜分院の老朽化を理由というのは、ずれているのではないかなと思います。それから陳情項目の中の、高浜市住民投票条例による住民投票を議会に求めておられますけれども、議会は昨年9月議会、これは平成26年3月議会の条例制定してくださいという附帯決議を受けまして、公共施設マネジメント基本条例を制定し、2月15日にはインフラも含めた公共施設総合管理計画、そして長期財政計画も示されたわけでございます。この公共施設のあり方という総合的な視点に立って、議員としてこれまで審議をさせていただいております。このようなことから、中央公民館という個別の案件、これは住民投票に付する事項ではないと考えておりますので、この陳情には反対をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（11） はい。意見陳述の大変、熱い思いをありがとうございました。そして、1カ月半でこの賛同署名9,510を集めた行動力にも大変、敬意を払いたいと思っておりますが、熱い、熱い、御署名を見せていただきましたが、4分の1ぐら

いの方が市外でありましたり、同じ名前の方が載ってしまったり、同じ筆跡の方がいらっしやったりして、この 9,510 というせっかく集めてくださった書類、署名が、その 9,510 という数ではないのではないかと、感じております。それにこの陳情項目ですが、新築移転計画の協定書に関する賛否について住民投票を実施する、ということになっております。協定書は、住民投票条例を見ましても、市でやることですので、その市と相手方があるので、それを、その住民投票で賛否をとるというのは、賛成か反対かといったら、その住民投票をすること自体、それに焦点を当てていいのかというところがありますので、私としては反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 (12) 私は、この陳情に賛成をさせていただきます。いくつか問題点があるんですが、高浜分院は、協定書にも 10 年以上にわたって豊田会が運営するということが、運営に努めるものとなっております、と明記されています。この中には、現在地、現在の病院があるところ以外のところに建てかえる計画ってというのは、協定書にはどこにも明記されていません。それから市民の約 4 分の 1 の人たちの陳情が出ているわけですが、大きな声としてこれが出ているわけですから。それとやっぱり、先ほども意見陳述の中で言われましたが、4 千万以上の改修工事もしていますし、その際 20 年以上、施設というか運営をさせていくための、機器の取りかえも行っているということがあります。これは本当に大きな問題ですので、先ほども言われましたように、住民投票でしっかりみんなの意見を聞くっていうのが大事ではないかと。公共施設の問題で、高浜がこれからの問題を解決していくんだということを先ほど言われましたが、図書館の 6 億円を除いても 37 億から 53 億に、高浜小学校の計画が膨れ上がっているわけですから、この計画で、決して複合化の問題含めて、高浜の問題が解決できるとは思いませんので、まずは高浜市住民投票条例による住民投票の実施をして、市民の意見を聞くべきだと思います。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。委員におかれましては、引き続き陳情第4号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちいただきたいと思います。当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に、当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了は、各部長に連絡をいたします。一般の方の傍聴は御自由ですので、よろしく願いをいたします。休憩します。暫時休憩します。

「再開は。」との発言あり

委員長 再開は15分。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

委員長 それでは、ただいまより委員会を再開いたします。

意(16) 先ほどの私のこの陳情の中身についての意見の中で、中央公民館とかわら美術館廃止というふうに言いましたけれども、これは推進プランの新たな取り組みということで見直していく、更新は難しいってというような意味合いだったと思いますので、訂正をさせていただきたいと思います。

《自由討議》

委員長 ただいまより、自由討議を実施いたします。自由討議を行う案件は、陳情第4号、中央公民館の取り壊しと分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情であります。なお、実施にあたり、次の事項を申し合わせされておりますので御了承をお願いいたします。まず、委員の方が

発言は挙手をもって、委員長の指名により発言をお願いいたします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長の交代なしで発言をさせていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大 30 分を目安といたします。確認事項としまして、その発言は、委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知おきをお願いいたします。以上であります。それでは発言をお願いいたします。11 時 20 分から 30 分以内ということで、お願いをいたします。11 時 20 分から 11 時 50 分までとします。

意（8） 賛成された議員の方にお伺いしたいんですけど、医療に関するビジョンというのはどうお考えなんですか。ただ病院がどうのこうのっていう話はわかりますけども、この地域の医療というものをどう考えてみえて、こういう陳情に至っているかっていうのを、まず説明いただきたい。

意（12） その前に北棟を建てかえた場合に、20 億円を限度として補助すると私ども聞いています。そういう面では今の病院のところ、もっと工夫をしてやれると思いますし、病院を取り壊せとか、解体とか、なくなってもいいっていうことを言っているわけではなくて、病院を中央公民館の跡地に新築移転することが問題なんだということで、住民投票を求める陳情をお願いしたわけですので、私どもは病院がなくなっていいと言っているわけでありませんで、その点は間違えないようにしていただきたいと思います。

意（8） 私の伺ったことの答弁になっているように思えないんですけど、要は、医療としてどうに考えているかっていうことをお伺いしたい。今のロケーションのところ、これから継続することがどういうふうになるかって考えているかということをお伺いしたいんで。

意（12） 高浜分院が、保健センターは今なくなっています。なくなっているというか中がやられていませんし、そこを改造してやることもできますし、病院は大事なものだと思っていますので。けれども豊田会が病院をやることですので、どうこうするべきということとは言えないけれども、高浜市として大きなお金を補助金として払っているわけですので、そのためには、高浜市の住民のニーズに応えたものもやっていただきたいという、そういう面では、そういうことは申し入れをするべきだと思っています。

意（14） 先ほど私どもの陳情の反対のところ、私どもの同僚議員から、こ

の住民投票条例を使って住民投票やってくれということでありまして、先ほども御説明がありましたようにこの条例の中では、もう豊田会というのは民間業者でありますので、市政運営上の重要事項にあたらぬということになりますので、住民投票は行うことは必要ないと思うんですが、反対者の内藤とし子さんはどうお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

意（12） 高浜分院が豊田会の運営ですので、そういう面では市の権限に属さない事項とか、議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項とか、もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項とか、市の組織、人事及び財務に関する事項っていうのが載っているんですが、高浜分院を、中央公民館の跡地に新築移転するっていうことを、住民投票条例に、これは平成14年7月9日に改正されたものですが、この条例において先ほど言ったような、もう一つありました。前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項という5つのことが、直接の利害関係を有するというので、こういうことができないよということが書かれているんですが、刈谷豊田総合病院高浜分院は確かに豊田会ですけども、豊田会であればそれだけに新築移転問題っていうのは、かえって移転させる計画を市が進めようとしているわけですから、それこそ、その問題は住民投票で新築移転問題をきちんと市民の皆さんに聞くべきだと思いますが、そういう面ではせっかく住民投票条例があるんですから。

委員長 どういった中で住民投票を望んでおられるのか、ということをお聞きになっている。12番委員としてはどの項目で要するに、住民投票ということをおっしゃっておられるのか、そこら辺をはっきりと言って。はい。

意（12） 高浜分院を新築移転するというのが、先ほども言いましたように協定書にも書かれてないから、北棟を建てかえる場合に20億円を限度として補助するとなっているんですが、現在地以外に建てかえる計画は、どこにも協定書に明記されていないということがありますので、それを進めようとしていることに対して住民投票を。そんな大きな問題があるなら、住民投票をしていただきたいということで陳情を出されているわけですから、この住民投票をするべきだと思いますが。

意（14） 今、内藤委員からお示しのありました、市の権限に属さない事項と

というのが当然ここに第一番目に載っているわけですので、先ほど御説明したように豊田会というのは民間企業でありますので、当然この1の市の権限に属さない事項に当たるものですから、住民投票条例にはあたらないということで。今、新しく協定書の中のことを言ってみえましたが、今後、建てかえに向かって新しい協定を結びながら、私どもの利害関係と、豊田会さんと私どもの求める病院をつくらせていただくということで今、話し合いをさせていただいておりますので、今の中央公民館の取り壊しと病院とは、これは区別した判断でお話をさせていただかないといけないのかなと思っておりますので、その辺はいかがでしょう。

意（12） 高浜分院の新築移転問題については、これの協定書があるわけですから、この協定書に関して賛否を問いたい、問うのがベストではないかということですよ。その問題と中央公民館の取り壊しは、市と一緒に中央公民館を取り壊して、その跡地に建てるということを市が出してきたものですから、市民の皆さんはこういう陳情書をつくられて取り組まれたわけですので、これは別に、その当時はそういう問題が一つの問題として出されたものからこういう陳情書になっただけで、その後、議会運営委員会で中央公民館の問題と、新築移転問題は別にするということを決めたわけですから、何らおかしいことはないと思いますが。

意（14） もともと中央公民館というのは、公共施設あり方計画の中で、取り壊しをするという計画の中であって、豊田会さんも建屋の老朽化あるいは新しく機械の購入というようなことも考えられながら、新しく病院をつくりたいということで、これは私どもから中央公民館の跡地を使ってくださいということではなくって、その思惑が、私どもは更地にしてしまう。その思惑が豊田会さんと同じになったものから、豊田会さんから、せつかくなら中央公民館の跡地を利用させてもらえないだろうかということでもありますので、あえてこちらからそこへどうぞという話ではないと私は理解しておりますので、これはあくまでも民間企業の話ですので、住民投票に付さないと考えております。

意（12） 住民投票に当てはまらないということをおっしゃいましたが、その中央公民館を取り壊すという問題は、公共施設のあり方検討の中で出てきたと言われますが、その当時の説明会でも約146名という参加者で、本当にまだまだ周

知がされてない状態で進んでいたわけですね。ですからそれを本当に、錦の御旗のように「通ってきた、通ってきた」と言われますが、それはちょっと問題があるかと思うんです。やっぱり大きな問題ですので、この市民の意見をきちんと聞くと、説明会でも住民投票をやってほしいという声が随分出ていました。どこの地域でも出ていましたから、住民投票は。求める陳情もそのこともあって、1カ月半でもこれだけ集まったんだと思うんです。本当に、集められた方、御苦勞様だったと思うんですが、やっぱりこれは市民の側から言えば、住民投票を求める、実施をすることってというのは、本当に市民の皆さんが求めている、願っていることだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意(16) 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、これ平行線になってしまうかもしれませんけれども、平成27年2月16日の推進プランの新たな取り組みということで、あり方計画をもってしてもこの40年間のシミュレーションをしたときには、平成38年度で基金財源が枯渇してしまいますよ、予算編成が困難ですよ、ということで出されたのが、このかわら美術館とか中央公民館。これを更新は難しいですよ、こういったものを更新しないことによる削減額が約51億円っていうことの報告を受けておりますので、この陳情の頭の部分に、病院を移転するために中央公民館を廃止するというようなことは、誤った考え方ではないかなと。根本的にそもそもそこから考え方が違う、とらえ方が違うと思いますので。この文章の中身おかしいと思いませんか。

意(12) これは言ってみれば、陳情のつくり方にしろ、請願のつくり方にしろ、素人の方がこうやってつくって。

委員長 12番委員、それは委員からそういうような発言は、ちゃんと指導していただければいいと思います。そういった発言は。

意(12) 一般の市民の方がつくられたわけで、指導するって。

委員長 指導というか、アドバイザーにしても、事務局へこういう目的でやりたいけれど、どういう形で陳情したらいいかという相談で、きちんとやればいいということであって、私はそう思います。

意(12) この書き方が、この表現がそぐわないというような今の話も出ましたが、これはこれまで出てきた、最初に出てきた中央公民館の取り壊しと高浜

分院の新築移転問題の、先ほども言いましたように別々の問題として、委員会で審議するとなったわけで、当局もこれは一つのこととして当初は出されていましたがし、高浜分院を限度額 20 億円という大きなお金の補助金を、建て直したときは出すということも出ていますので、それについての協定書に関する賛否を問うということですので、何ら問題はないと思います。

意（16） 正確な情報をきちっとお伝えして、その上で皆さんにきちんと御意見をお伺いしていく、これは基本中の基本だと思いますので、この文章はどうしても納得できません。こういった文章を見る限り、この陳情には賛成しかねると思います。

意（11） この陳情、いろいろ書いてあるんですけども、陳情項目としては医療法人豊田会刈谷豊田総合病院高浜病院の新築移転計画の協定書に関する賛否について、高浜市住民投票条例による住民投票の実施をすること、という陳情ですので、先ほどから何回も申しておりますが協定書、いろんな項目がありますし、今後できる新しい病院に関する協定書はまだできておりませんし、その賛否はどうやって住民投票をするのかというところを、教えていただきたいです。

意（12） 協定書を、もちろんまだ新しくできているわけではなくて、これまでの協定書、今ある協定書。ですから協定書について、高浜分院の新築移転問題、中央公民館の跡地に持っていくのがいいのかどうかという問題について、住民投票条例を行ってくださいということですので、何ら問題はないと思うんですが。

意（11） 問題がないということではなくて、この新築移転計画。今ある協定書に関して賛否を問いたいのか、そもそも新しい協定書で賛否を問いたいのかっていうところもはっきりはしませんし、今ある協定書の中には、新築移転のことに関して、一つひとつそれを住民投票で問える問題なのかっていうところを、お聞きしています。

意（12） ですから、協定書に載っていますように、協定書には、現在の協定書ですね、稗田町三丁目に建っている分院を対象についているんですが、そこでそのまま続けていくことと、新築移転問題の中央公民館の跡地に持っていくことと、どちらがいいんですかという住民投票をやればいいのかと思うんですが。

委員長 そのようなことは書いてありません。私も意見を言わせていただきます。先ほど、意見陳述で7年間24億円を投じた。20億のほかに24億円を投じたという意見がございました、意見陳述で。それと、協定書は今までの協定でやるべきだと。新しい協定書は結ぶべきではないと、先ほどの牧さんが言われております。それ以前に議会でなぜ新協定書を結ぶかというのは、今みたいな協定では、湯水のごとく、今の病院を補修していくと、補助なりそういったあれを行わなければ、補修なりを続けていかなければならない。そのときの市の負担金が多くなる。長期計画で、きちんとした財政計画に基づいて、とにかく確定した金額を明記して、今からある程度お金をきっちりし、それ以上は出さないということを新協定で行いたい。議会答弁でも、公共施設あり方検討特別委員会でも言われておりました。だから私はこういったことでいいと思います。この陳情、協定書の賛否を問うと、先ほど12番委員が言われましたように、旧の協定書も新の協定書も全てというような言い方をされておるんですけど、これは陳情項目である新築移転計画の協定に関するということですので、長期財政計画上、私は協定書の見直しというのは必要だと考えております。

意(12) 先ほど言い忘れたんですが、この問題は医師会も医師会として市長にしっかり反対の意思表示をされ、市民の意見を聞くべきだということで、住民投票条例に基づいて住民投票を行うべきだという意見を、きちんと発言してみえますので、そういう面でも住民投票をするべきだと思います。

意(1) 賛成の12番委員にいろいろ聞きたいんですが、先ほどの委員長と一緒になんですが、今までの協定書でやるということ、やはり協定というから約束ですから、市と病院との。当然これは今後いろんな赤字が出てくると思います。それをずっと続けていったほうがいいのかということ、今言われましたが、医師会として反対されたと言いましたが、医師会、本当の会としてそういった御意見が出たんでしょうか。それをわからないので教えてください。

意(12) 12名の参加者がみえて、12名全員の皆さんが住民投票をやるべきだと。高浜分院は今の場所でいいと。豊田会が、赤字が出てしまうということであれば、それを工夫して、もっと赤字が出ないような工夫をするべきだということを書いてみえたそうです。それは11月に、市長に反対の意見を出されて、12月に市長が説明に行くと言われましたが、12月も皆さん同じ意思で、1月も

ずっと態度は変わってないそうです。

委員長 ほかに。あと2分ですのでよろしくお願いします。

意(8) 12番委員に確認したいんですけども、これ自由討議ですよ。先ほど陳情の中で、内藤委員以外が全員反対されるということをおっしゃってみえます。その中で、この自由討議の中で反対している人を賛同させるように、意見を自分の考えをきちんと述べるのがこの場での役割じゃないですか。何か聞いていると自己主張されているだけで、こちらを説得する何か、説得力っていうのを全然感じないんですけども、その辺はどうお考えですか。

問(11) 参考に市長さんにお聞きしたいのですが、医師会の件はどう把握してみえるのかというのを、私たちにもわかるように御説明してください。

答(市長) 医師会の話は、今までも御説明させてもらったとおりでして、医師会として反対とは伺っておりません。反対の方もお見えになるし、賛成の方がお見えになったかどうかはわかりませんが、全員が反対ですと、反対の決議をされたわけではありませんので、反対の意見を述べられた方も何名かお見えになります。会としての決議はされておると伺っております。

意(14) 先ほど協定書に関しての住民投票をとということでもありますけど、これはもう既に、内藤委員もそうですし、議員をやめられた議員さんも、その中でしっかり質疑、討論をして可決したものでありますので、もう可決しているものに関して、これを協定書に関する住民投票を起こすということは、非常に不都合があるというか、もう必要ないと私は思っていますので、この協定書っていうのはしっかりと今、市と豊田会とがしっかりとした協定を結んだ中での協定書ですので、しっかり履行していると、また履行していくということですので、これに対する住民投票というのは必要ないと思っております。

意見なし

委員長 ほかに発言もないようですので、これで陳情第4号についての自由討議を終了いたします。なお、これより採決に当たり、当局の方が入場しますのでここで暫時休憩とし、委員会については、まず委員にお諮りいたしますけれど12時。これから引き続き採決へ諮りたいと思っておりますけど、御異議ございませ

んか。

「異議なし」と発声するものあり

委員長 それでは 12 時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午前 11 時 58 分

委員長 それでは引き続き委員会を始めます。

《採 決》

(1) 議案第 7 号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第 8 号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第 9 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第 10 号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第 11 号 高浜市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第 12 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第 13 号 高浜市特別職の職員で常勤のものものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第 14 号 高浜市南部第 2 ふれあいプラザの指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(9) 議案第 15 号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(10) 議案第 16 号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(11) 議案第 17 号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

(12) 議案第 19 号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(13) 議案第 20 号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について

挙手多数により原案可決

(14) 議案第 21 号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について

挙手多数により原案可決

(15) 陳情第 1 号 「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(16) 陳情第 4 号 中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」との発声あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 0 時 7 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長